

建築材料・設備機材等品質性能評価事業

平成29年度

新規募集・随時募集申込案内



一般社団法人 公共建築協会

# 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 (平成29年度) について

一般社団法人公共建築協会は、平成6年から「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」を実施しており、平成29年度も引き続き募集を行います。

本評価事業は、営繕工事で適用されている国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に品質及び性能等が規定されている建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）並びに当協会が重要と認め、指定する材料等に係る評価を実施しております。

本来、営繕工事においては、発注された工事ごとに、使用する材料等が標準仕様書の規定に適合していることを証明する必要がありますが、これらを個々の工事において実施する場合、品質を証明するための書類が膨大となり、発注者、工事受注者双方に多大な労力が必要となります。このため、当協会は、営繕工事において標準的に使用される材料等を対象として、品質及び性能等について、当協会に設置される評価委員会によりあらかじめ策定された評価基準に適合するものであるか審査を行ない、適合するものについては評価書の交付を行っています。

材料等の申請者及び製造所については、国内、国外の別なく評価を行っており、当協会が本事業を実施することで、国内外で製造された材料等の情報を提供できることとなっています。また、営繕工事において、発注者が行っている確認業務及び工事受注者が提出する書類等が簡素化され、業務の迅速化に寄与するものとなっています。

評価事業では、平成6年から募集している材料等について、年間を通して随時評価をしております。また評価書発行後3ヶ年の有効期間が終了する材料等については更新評価を行っており、今年度は、平成8年度、平成11年度及び平成14年度に募集を開始した材料等の更新評価を行うこととしております。

関係する皆様のご協力のもと、より充実した評価事業としていきたいと存じますのでよろしくご協力申し上げます。

平成29年6月

一般社団法人 公共建築協会  
会長 春田 浩司

## 1. 評価事業の対象

評価事業の対象は、営繕工事において使用される建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）で、次のいずれかに該当するものです。

- 1) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に品質性能等が十分に規定されている材料等とします。  
ただし、次に掲げる材料等を除きます。  
ア. 工業標準化法第19条に基づく適合表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）  
イ. 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条に基づく格付の表示のあるもの（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）
- 2) 営繕工事において使用する材料等のうち、標準仕様書において、品質性能等が規定されていない材料等又は十分に規定できない材料等のうち、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するもので、重要と認めるものとします。  
（ア）機能上重要なもの。  
（イ）意匠に密接に関わるもの。  
（ウ）製造業者間の品質性能の差異の大きいもの。  
（エ）その他必要と認められるもの。
- 3) 保守管理の必要性の高いもののうち、重要と認め、協会が指定するものとします。
- 4) 国土交通省が実施した建築に係る「建設技術評価」に関するもので、協会が指定するものとします。

## 2. 平成29年度 新規募集評価対象材料

平成29年度「建築材料等」、「電気設備機材等」、及び「機械設備機材等」の新規評価対象材料はありません。

### 3. 新規評価料及び随時評価料

随時募集評価の対象材料及び随時評価料は、下記の1)～3)によります。

#### 1) 随時募集評価対象材料 [建築材料等]

※消費税抜き

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成6年度募集建築材料等</b>				
・床型枠用鋼製デッキプレート (フラットデッキ)	35	6	23	6
・ガラス				
①フロート板ガラス	35	6	23	6
②型板ガラス	35	6	23	6
③網入板ガラス及び線入板ガラス	35	6	23	6
*④合わせガラス	35	6	23	6
*⑤強化ガラス	35	6	23	6
⑥熱線吸収板ガラス	35	6	23	6
*⑦複層ガラス	35	6	23	6
⑧倍強度ガラス	35	6	23	6
・ビニル床シート				
*①床シート	35	6	23	6
・ビニル床タイル				
*①床タイル	35	6	23	6
・アルミニウム製建具				
① A種 70-200-8-35	35	6	23	6
② B種 70-240-8-35	35	6	23	6
③ C種 100-280-2-50	35	6	23	6
・鋼製建具 [標準型建具を含む]	45	8	29	8
・鋼製軽量建具 [標準型建具を含む]	45	8	29	8
・ステンレス製建具	35	6	23	6
・重量シャッター	35	6	23	6
・軽量シャッター	35	6	23	6
・オーバーヘッドドア	35	6	23	6
・錠前類				
③シリンダー箱錠 [シリンダー箱錠] [レバーハンドル]	24	4	16	4
④シリンダー本締め錠	24	4	16	4
注：①モノロックは平成16年4月……削除				
②本締め付きモノロックは平成24年4月……削除 (①②評価対象外)				
・クローザー類				
①ドアクローザー [Grade1] [Grade2]	24	4	16	4
②ヒンジクローザー	24	4	16	4
③フロアヒンジ [Grade1] [Grade2]	24	4	16	4
<b>平成7年度募集建築材料等</b>				
・鉄骨柱下無収縮モルタル	24	4	16	4
・防水剤	24	4	16	4

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内 訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成7年度募集建築材料等(続き)</b>				
・陶磁器質タイル				
①AⅠ(押出し成形Ⅰ類)	35	6	23	6
②AⅡ(押出し成形Ⅱ類)	35	6	23	6
③AⅢ(押出し成形Ⅲ類)	35	6	23	6
④BⅠ(プレス成形Ⅰ類)	35	6	23	6
⑤BⅡ(プレス成形Ⅱ類)	35	6	23	6
⑥BⅢ(プレス成形Ⅲ類)	35	6	23	6
(再生材利用タイルは、上記①～⑥の細目に各々含む。)				
注：JIS A 5209の改正により、①陶器質タイル/②せっ 器質タイル/③磁器質タイルの区分から平成23年より 上記の用途別区分に変更、平成28年度より、JIS 改正に伴い、①～⑥に区分を変更				
・ルーフトレン	24	4	16	4
・グレーチング	24	4	16	4
・煙突用成形ライニング材	24	4	16	4
・成形伸縮目地材	24	4	16	4
・可動間仕切	35	6	23	6
・移動間仕切(スライディングドア)	35	6	23	6
・トイレブース	35	6	23	6
<b>平成8年度募集建築材料等</b>				
・無収縮グラウト材[プレミックス形][現場調合形]	24	4	16	4
・自動扉機構				
①制御装置、駆動装置	35	6	23	6
②検出装置	24	4	16	4
③制御装置、駆動装置、検出装置 (大型回転自動ドアに適用)	45	8	29	8
注：③は、平成16年4月から保留する。				
・フリーアクセスフロア				
①3,000N(0.6G以上及び1.0G以上)	35	6	23	6
・天井点検口	24	4	16	4
・床点検口	24	4	16	4
・エポキシ樹脂	24	4	16	4
[パテ状エポキシ樹脂]				
[可とう性エポキシ樹脂]				
[エポキシ樹脂モルタル]				
注：[タイル張替用エポキシ樹脂]……削除 (平成11年度募集材料に併合)				
・ポリマーセメントモルタル	24	4	16	4
*ポリマーセメントスラリー	24	4	16	4
・既製調合目地材	24	4	16	4
<b>平成9年度募集建築材料等</b>				
・ガラス				
⑨熱線反射ガラス	35	6	23	6
・押出成形セメント板	35	6	23	6
・吸水調整材(モルタル用)	24	4	16	4
・現場発泡断熱材	24	4	16	4

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成 10 年度募集建築材料等</b>				
・乾式保護材 (防水立上り部)	2 4	4	1 6	4
・既製調合モルタル (タイル工専用)	2 4	4	1 6	4
*インターロッキングブロック	2 4	4	1 6	4
*キャストابل耐火材 (煙突の頂部・低部回り及び煙道接続部等)	2 4	4	1 6	4
*ガラスブロック (中空)	3 5	6	2 3	6
<b>平成 11 年度募集建築材料等</b>				
・自閉式上吊り引戸機構 (手動開き式)	3 5	6	2 3	6
・透水、保水性床タイル及びブロック *①保水性床タイル及びブロック (耐凍害用) (旧品目名: 保水性歩行用ブロック及び床タイル)	2 4	4	1 6	4
・フリーアクセスフロア ②5,000N (0.6G以上及び1.0G以上)	3 5	6	2 3	6
・外装タイル張り用有機系接着剤 (H25 年度変更 旧タイル部分張替用接着剤) [ウレタン樹脂系一液反応硬化形] [変成シリコーン樹脂系一液反応硬化形]	2 4	4	1 6	4
<b>平成 12 年度募集建築材料等</b>				
・屋上緑化システム ①屋上緑化システム (板状成形品タイプ)	3 5	6	2 3	6
②屋上緑化軽量システム	2 4	4	1 6	4
・ビニル床シート *②帯電防止床シート	2 4	4	1 6	4
・ビニル床タイル *②帯電防止床タイル	2 4	4	1 6	4
・陶磁器質タイル 注: ④再生材利用タイル H23 年削除 (陶磁器質タイル①～④に併合)				
<b>平成 13 年度募集建築材料等</b>				
・トップライト	3 5	6	2 3	6
<b>平成 14 年度募集建築材料等</b>				
・透水、保水性床タイル及びブロック *②透水、保水性ブロック	2 4	4	1 6	4
<b>平成 25 年度募集建築材料等</b>				
・樹脂製建具 *① A 種 S-4, A-4, W-4	3 5	6	2 3	6
② B 種 S-5, A-4, W-5	3 5	6	2 3	6
*③ C 種 S-6, A-4, W-5	3 5	6	2 3	6

注) \*印は応募がない材料等を示す。

<p>注1) 申請製造工場数による加算</p> <p>注2) 申請シリーズ数又は製品数による加算</p> <p>(イ) 陶磁器質タイルの各①～④及び床点検口</p> <p>(ロ) 可動間仕切及び移動間仕切</p> <p>(ハ) グレーチング</p>	<p>申請製造工場数が10を超えた場合は、5工場以内毎に1万円ずつを上記随時評価料に加算します。</p> <p>イ) 申請シリーズ数又は製品数が15を超えた場合は、5以内毎に5千円ずつを上記随時評価料に加算します。</p> <p>ロ) 上記イの製品数15を5に、読み替えて加算します。</p> <p>ハ) 鋼製グレーチングは耐荷重別による製品数が30を超えた場合は、5以内毎に5千円ずつを、又、ステンレス製グレーチングはピッチ数別による製品数が80を超えた場合は、5以内毎に5千円ずつを上記随時評価料に加算します。</p>
--	---

## 2) 随時募集評価対象材料 [電気設備機材等]

※消費税抜き

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成6年度募集電気設備機材等</b>				
・ 蛍光灯用の安定器				
① 蛍光灯安定器				
注：平成16年4月……削除（評価対象外）				
② 蛍光灯電子安定器				
注：平成16年4月……削除（評価対象外）				
③ 高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	24	4	16	4
・ 蛍光灯器具	35	6	23	6
・ 蓄電池				
① ベント形据置鉛蓄電池	35	6	23	6
② 制御弁式据置鉛蓄電池	35	6	23	6
③ 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	35	6	23	6
④ シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	35	6	23	6
<b>平成7年度募集電気設備機材等</b>				
・ 高压機器				
① 高压交流遮断器	35	6	23	6
② 高低圧変圧器				
注：平成15年4月から高压変圧器に名称変更 平成18年4月……削除（評価対象外）				
③ 高压進相コンデンサ	35	6	23	6
④ 高压限流ヒューズ	35	6	23	6
⑤ 高压負荷開閉器	35	6	23	6
・ 交流無停電電源装置	35	6	23	6
<b>平成8年度募集電気設備機材等</b>				
・ 盤類				
① 分電盤（OA盤及び実験盤を含む）	35	6	23	6
注：平成27年4月から名称変更				
② 制御盤	35	6	23	6
③ キュービクル式配電盤	35	6	23	6
<b>平成11年度募集電気設備機材等</b>				
・ 太陽光発電装置				
① パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	35	6	23	6
・ 監視カメラ装置	35	6	23	6
<b>平成12年度募集電気設備機材等</b>				
・ 中央監視制御装置	35	6	23	6
注：平成20年4月から中央監視制御（監視制御装置） を中央監視制御装置に名称変更				
<b>平成13年度募集電気設備機材等</b>				
・ 照明制御装置	35	6	23	6
・ 可変速運転用インバータ装置	35	6	23	6
注：平成19年4月から可変速電動機用インバータ装置 を可変速運転用インバータ装置に名称変更				



品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内 訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成 14 年度募集電気設備機材等</b>				
・盤類				
④高圧スイッチギヤ (CW 形)	3 5	6	2 3	6
⑤高圧スイッチギヤ (PW 形)	3 5	6	2 3	6
<b>平成 15 年度募集電気設備機材等</b>				
・高圧機器				
⑥高圧変圧器 (特定機器)	3 5	6	2 3	6
<b>平成 19 年度募集電気設備機材等</b>				
・高圧機器				
⑦高圧避雷器	3 5	6	2 3	6
・サージ防護デバイス				
①低圧用 SPD	3 5	6	2 3	6
・絶縁監視装置				
①高圧回路の絶縁監視装置	3 5	6	2 3	6
②低圧回路の絶縁監視装置	3 5	6	2 3	6
<b>平成 25 年度募集電気設備機材等</b>				
・LED照明器具 (一般屋内用に限る。)	3 5	6	2 3	6

### 3) 随時募集評価対象材料【機械設備機材等】

※消費税抜き

品目区分及び細目 (品目区分は・印で、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成6年度募集機械設備機材等</b>				
*衛生陶器及び付属品				
①和風大便器	35	6	23	6
②洋風大便器	35	6	23	6
③小便器	35	6	23	6
④洗面器・手洗器	35	6	23	6
⑤流し・掃除用流し	35	6	23	6
*水栓	24	4	16	4
*大便器洗浄弁	24	4	16	4
・ポンプ類				
①横形遠心ポンプ	35	6	23	6
②水中モーターポンプ (汚水用、雑排水用、汚物用)	35	6	23	6
・送風機類				
①遠心送風機 (多翼送風機)	35	6	23	6
②斜流送風機	35	6	23	6
③軸流送風機	35	6	23	6
④消音ボックス付送風機	24	4	16	4
<b>平成7年度募集機械設備機材等</b>				
・空気調和機				
①ユニット形空気調和機	45	8	29	8
②ファンコイルユニット及びカセット形ファン コイルユニット	35	6	23	6
・空気清浄装置				
①エアフィルター (パネル形、折込み形) 注：平成25年4月 袋形を削除	35	6	23	6
②自動巻取形エアフィルター	35	6	23	6
③ろ材誘電形エアフィルター 注：平成11年4月……………削除 (評価対象外)				
④電気集じん器	24	4	16	4
・全熱交換器				
①全熱交換器 (回転形、静止形)	35	6	23	6
②全熱交換ユニット	35	6	23	6
・ダクト付属品				
①吹出口・吸込口	35	6	23	6
②風量ユニット (定風量、変風量)	35	6	23	6
・弁及び継手				
①減圧弁・温度調整弁 注：平成20年4月……………削除 (評価対象外)				
②伸縮管継手 (ベローズ形、スリーブ形) 注：平成20年4月……………削除 (評価対象外)				
③一般配管用ステンレス鋼弁 注：平成14年4月……………削除 (評価対象外)				
・鋳鉄製ふた				
マンホールふた・弁柵ふた	24	4	16	4

品目区分及び細目 (品目区分は・印で、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成8年度募集機械設備機材等</b>				
・タンク				
①FRP製パネルタンク	35	6	23	6
*②鋼板製パネルタンク	35	6	23	6
・消火装置				
①スプリンクラー消火システム	35	6	23	6
②不活性ガス消火システム (窒素消火設備、IG/55消火設備、 IG/541消火設備) 注：平成14年から、②二酸化炭素消火システムを ②不活性ガス消火システムに名称変更	35	6	23	6
③泡消火システム	35	6	23	6
・ボイラー				
①鋼製簡易ボイラー 注：平成14年から、①給湯用簡易ボイラーを①鋼製 簡易ボイラーに名称変更	35	6	23	6
②鋳鉄製ボイラー	35	6	23	6
・冷凍機				
①チリングユニット	45	8	29	8
②吸収冷温水機 注：平成25年から、②直だき吸収冷温水機及び③小 形吸収冷温水器ユニットを統合し、②吸収冷温水 機に名称変更	45	8	29	8
・空気調和機				
④パッケージ形空気調和機	45	8	29	8
・冷却塔	45	8	29	8
・自動制御 自動制御システム	45	8	29	8
<b>平成9年度募集機械設備機材等</b>				
・ポンプ類				
③立形遠心ポンプ	35	6	23	6
・空気調和機				
③コンパクト形空気調和機	35	6	23	6
<b>平成10年度募集機械設備機材等</b>				
・温水発生機				
①真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	35	6	23	6
②無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	35	6	23	6
・タンク				
③密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)	35	6	23	6
<b>平成11年度募集機械設備機材等</b>				
・空気調和機				
⑥ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 注：平成14年から、⑤ガスエンジン式パッケージ形 空気調和機を⑤ガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機に名称変更。平成25年から、細目番号 ⑤を⑥に変更	35	6	23	6
・衛生器具ユニット	35	6	23	6

品目区分及び細目 (品目区分は・印で、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
<b>平成 12 年度募集機械設備機材等</b>				
・冷凍機				
④遠心冷凍機	4 5	8	2 9	8
<b>平成 13 年度募集機械設備機材等</b>				
・厨房機器				
厨房システム	3 5	6	2 3	6
<b>平成 14 年度募集機械設備機材等</b>				
・ボイラー				
③鋼製小型ボイラー	3 5	6	2 3	6
④鋼製ボイラー	3 5	6	2 3	6
・タンク				
④ステンレス鋼板製パネルタンク (溶接組立形)	3 5	6	2 3	6
⑤ステンレス鋼板製パネルタンク (ボルト組立形)	3 5	6	2 3	6
<b>平成 25 年度募集機械設備機材等</b>				
・冷凍機				
③吸収冷温水機ユニット	4 5	8	2 9	8
・空気調和機				
⑤マルチパッケージ形空気調和機	4 5	8	2 9	8
・消火装置				
④ハロゲン化物消火システム	3 5	6	2 3	6

注) \*印は応募がない材料等を示す。

#### 4. 重複申請等の経費の取り扱い

新規募集材料又は随時募集材料において、同一品目区分で複数の細目を同時に申請する場合、細目（○数字）の2件目からは新規評価料又は随時評価料の45万円は35万円に、35万円は24万円に、24万円は18万円に、重複割引とします。

- ・ 建築材料等 品目区分のうち、①～⑨などの細目に分れているもの
- ・ 電気設備機材等 品目区分のうち、①～⑦などの細目に分れているもの
- ・ 機械設備機材等 品目区分のうち、①～⑥などの細目に分れているもの

ただし、同一品目区分で細目の新規評価料又は随時評価料が異なる場合は、申請重複細目のうち高額な細目を1件目とします。

#### 5. 評価基準等

##### 【受付審査】

受付審査においては、「建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領」（以下「実施要領」という。）により、主として次の点に着目して評価依頼の諾否を判断します。

- 1) 申請者の要件
- 2) 材料等が指定されたものであること。
- 3) 材料等の建設工事における使用実績が3年以上であること。
- 4) 材料等の品質等を評価するための資料が全て提出されていること。
- 5) 申請者が「実施要領」第19条（事故等の報告義務）に定める必要な処置を講じていること。
- 6) 評価の申込み、提出資料、その他評価を実施するうえで必要な手続きが、日本語によっていること。

##### 【評価基準】

評価は「実施要領」により、原則として次の事項について行います。

- 1) 品質・性能等に関すること。
- 2) 品質管理・製造管理体制に関すること。
- 3) 納入体制に関すること。
- 4) アフターサービスの体制に関すること。

## 6. 評価の事務処理

評価は次に示すフロー図の手順に従って行います。なお、詳細については、巻末に掲載する「実施要領」をご覧ください。

事務の流れ	申請者	備考
<div style="text-align: center;">公 募</div>		
①申込受付	評価依頼書 1 通及び受付審査用申請資料 1 部を提出	①協会において受付資料（控）1 部を申請者保管
②受付審査		②協会において、申請材料・機材等の申請資料の不足及び実績を確認し、評価の対象となるかを判断
③協会と申請者の協議	評価申請資料の追加及び訂正	③受付審査で、評価申請資料等の追加及び訂正について申請者と協議追加等ある場合（控）も同様に追加
④評価依頼承諾書の発行	承諾書の受領	④協会名で評価依頼承諾書を発行
⑤評価（評価委員会）	申請内容の説明（必要な場合）	⑤評価委員会で審査し、評価
⑥評価申請資料	評価申請資料及び資料(控)の整合	⑥評価委員会において評価が終了した後、評価に使用した受付審査用申請資料を正本とし、資料（控）を副本とする。申請者は、副本の内容を正本に整合させる。
⑦評価書の交付	評価書の受領	⑦協会から評価書の交付、副本シールを発行 ・協会より請求書の発行 ・評価料の支払い
⑧国土交通省報告		⑧協会から国土交通省に報告
⑨結果の公表		⑨協会は、評価名簿を毎年発行し、評価結果を公表
<div style="text-align: center;">終 了</div>		
<div style="text-align: center;">変 更</div>	変更評価の申請	評価申請内容に変更が生じた場合は、変更評価を申請
<div style="text-align: center;">更 新</div>	更新評価の申請	更新を希望する場合は、有効期間の切れる 5 カ月以前に申請

- (注) 1. ④～⑦の評価期間は原則として3ヶ月とします。ただし、これによりがたい場合は、理由を説明し延期することがあります。
2. 資料の追加で、試験等が必要な場合、費用は申請者の負担とします。
3. 申請資料提出後申請を取り下げた場合、審査及び評価の進捗の程度により経費を精算するものとします。

## 7. 申込方法

### 1) 申請資料の配布

- ・申請に必要な資料は、一般社団法人公共建築協会で入手することができます。
- ・申請資料の記入様式等一式資料（CD-R）の料金は、3,000円（税抜）となります。（郵送の場合は、郵送料（400円）が加算されます。）
- ・ソフトの種類は下記のとおりとなっています。
  - 建築材料等・Word 2010 ……………CD-R
  - 電気設備機材等・Excel 2010/Word 2010……CD-R
  - 機械設備機材等・Excel 2010/Word 2010……CD-R
- ・郵送による資料の配布をご希望の場合は、当協会のホームページ（<http://www.pbaweb.jp/>）から「材料/機材評価」の「平成29年度 新規募集・随時募集申込案内について」により、申込書に必要事項を記入し、当協会宛てにFAXでお申し込みください。
- ・協会から申請資料の記入様式等一式資料を送付いたしますので、同封した請求書により、料金を払い込んでください。

### 2) 申請資料の提出・CD-R等の提出

- ・申請資料は、指定された様式により作成し、CD-R等に必要事項を入力した後、出力し、その他の添付資料とともに次頁に示された「8. 申請資料の概要」順に従ってファイルに綴り提出してください。
- ・建築材料、電気設備機材、機械設備機材とも原則として入力済みCD-R等を提出してください。なお、提出する材料等及び提出時期等については担当者との協議によってください。

### 3) 申込期間

随時評価の応募については、通年にて随時受け付けます。なお、詳細は下記にお問合せください。

### 4) 評価事業の問合せ窓口及び申請資料の提出先

一般社団法人 公共建築協会  
建 築：建築材料等評価部  
電気設備：電気設備機材等評価部  
機械設備：機械設備機材等評価部

〒104-0033 東京都中央区新川 1 - 2 4 - 8 東熱新川ビル6階  
電話 03-3523-0384 F A X 03-3523-1827

休 日 / 土・日・祝日  
営業時間 / 9:15~12:00 ・ 13:00~17:00

# 一般社団法人 公共建築協会 案内図

URL <http://www.pbaweb.jp>



- ・地下鉄日比谷線・東西線 茅場町駅 3番出口より徒歩8分
- ・地下鉄日比谷線・JR京葉線 八丁堀駅 A4またはB4出口より徒歩8分
- ・地下鉄半蔵門線 水天宮前駅 2番出口より徒歩12分



## 8. 申請資料の概要

評価に必要な申請資料の概要は、以下の通りです。詳しくは、材料等ごとの規定に従ってください。

### 申請資料

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1) 評価依頼書                | ・評価依頼書は、評価対象材料等の申し込み区分ごとに作成してください。<br>・申請者は、製造者又は製造者を指定して申請する販売者のいずれかとしてください。 |
| 2) 品質・性能等に関する資料         | ・材料等ごとに指定された方法で作成してください。  |
| * 品質・性能等概要書             | ・品質・性能等概要書は、材料等ごとに指定された項目について、記入してください。                                       |
| * 試験成績書                 | ・材料等ごとに指定された試験の試験成績書を提出してください。<br>・試験は、原則として3年以内に実施されたものとしてください。              |
| 3) 品質管理・製造管理体制に関する資料    | ・材料等ごとに作成してください。  |
| * 製造工場概要                | ・製造工場が複数ある場合は、工場ごとに資料を作成してください。   |
| * 申請品の生産実績              | ・製造工場ごとに申請品の生産実績を記入してください。  |
| * 申請品の製造管理・品質管理・検査体制、設備 | ・製造工場ごとに作成してください。   |
| 4) 納入体制に関する資料           | ・材料等ごとに作成してください。  |
| * 販売会社概要                | ・販売会社が複数有る場合は、代表的な販売会社について提出してください。   |
| * 申請品の主要販売組織            | ・指定された地区ごとに販売組織及びカバーできるエリア（販売組織が各地区にない場合）を記入してください。                           |
| * 申請品の納入実績              | ・申請品の納入実績を記入してください。   |
| * 申請品の納入経路              | ・申請品の納入経路について具体的に記入してください。  |
| * 申請品の取扱いについて           | ・申請品を納入する際の、取扱いについての注意事項（マニュアル等）を具体的に記入してください。                                |
| 5) アフターサービスの体制に関する資料    | ・材料等ごとに作成してください。  |
| * アフターサービスの組織           | ・指定された地区のアフターサービスの組織及びカバーできるエリア（アフターサービスの組織が各地区にない場合）について記入してください。            |

- \*クレームが生じた場合の対応 ……………
  - \*維持管理上の注意事項 ……………
- クレームが生じた場合の対応について、具体的に記入してください。
  - 申請品の使用上の注意事項、操作取扱いに関する注意事項、維持管理上の注意事項及び手入れ方法に関する資料を提出してください。
- 6) 決算報告書等 ……………
- 材料等ごとに提出してください。
  - 申請者、製造者及び販売者の直近の決算報告書を提出してください。（決算報告書が提出できない場合には企業の継続性、信頼性が判断できる具体的な資料を提出してください。）
  - 申請者、製造者及び販売者の法人の登記簿謄本を提出してください。
- 7) その他 ……………
- 申請者の申請品に関する工業会等の加入状況を記入してください。
  - 申請品のカタログ等評価の参考となる資料を提出してください。

\*申請資料は、指定されたもの以外はすべてA4版で提出してください。

# 建築材料・設備機材等 品質性能評価実施要領

一般社団法人 公共建築協会

## 建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領

(総則)

第1条 この要領は、一般社団法人公共建築協会（以下「協会」という。）が行う建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）の評価の実施に適用する。

(評価の対象)

第2条 評価の対象とする材料等は、次の各号に定めるものとする。

一 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に品質性能等が十分に規定されている材料等のうち、協会が別に指定するもの。

ただし、次に掲げる材料等を除く。

ア、工業標準化法第19条に基づく適合の表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

イ、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条に基づく格付の表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

二 営繕工事において使用する材料等のうち、標準仕様書において、品質性能等が規定されていない材料等又は十分に規定できない材料等のうち、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するもので、重要と認め、協会が指定するもの。

（ア）機能上重要なもの

（イ）意匠に密接に関わるもの

（ウ）製造業者間の品質性能の差異が大きいもの

（エ）その他必要と認められるもの

三 保守管理の必要性の高いもののうち、重要と認め、協会が指定するもの。

四 国土交通省が実施した建築に係る「建設技術評価」に関するもので、協会が指定するもの。

(評価委員会)

第3条 協会に、評価に係る事項を審議するために、建築材料・設備機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次の各号に定める事項の審議を行う。

一 受付審査に関する事項

二 評価基準に関する事項

三 評価判定に関する事項

四 評価書の作成に関する事項

五 その他評価の実施に関し必要な事項

3 評価委員会に、評価に係る専門的な事項を審議させるために、専門部会を置くことができる。

4 委員会規程については、協会会長が別に定める。

(申請者)

第4条 評価を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 材料等の製造者。
- 二 材料等の販売者で、材料等の製造者を指定し申請する者。ただし、第2条第一号及び二号の規定によるものを申請しようとする者は、原則として、販売実績を1年以上有するものとし、第2条第三号の規定によるものを申請しようとする者は、原則として、当該材料等の申請者としての統括的な管理の実績を3年以上有するものとする。
- 三 官庁営繕工事の請負者であって、当該材料等を当該請け負った工事に使用することを計画している者。

(評価の実施及び申込み)

第5条 協会は、材料等を新たに指定して募集し評価を行うもの（以下「新規評価」という。）とし、協会が必要と認めるときは、募集済みの材料等について、随時募集し評価（以下「随時評価」という。）を行うことができるものとする。

2 申請者は、次の各号に掲げる資料（様式は協会が別に定める。）及び評価の所要経費を添えて申し込むものとする。

- 一 評価依頼書
- 二 品質・性能等に関する資料
- 三 品質管理・製造管理に関する資料
- 四 その他評価委員会が、評価を実施するに必要と認め、材料ごとに別に定める事項を記載した書類

3 評価の所要経費は、新規評価料又は随時評価料とし、その内訳を申込料及び審査・登録料とする。

なお、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

(受付審査)

第6条 協会は、申請者から評価の申込みを受けたときは、評価に先立ち受付審査を行うものとする。

2 受付審査は、原則として次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- 一 申請者が、第4条の各号のいずれかに該当するものであること。
- 二 材料等が、第2条の各号のいずれかに該当するものであること。
- 三 材料等は、建設工事における3年以上の使用実績があること。
- 四 材料等の品質等を評価するための資料が、全て提出されているものであること。
- 五 申請者が、第19条及び第19条の2の規定に基づく報告又は必要な処置を講じている者であること。
- 六 評価の申込み、提出資料その他評価を実施するうえで必要な手続きが、第22条の規定を満足するものであること。

(評価の承諾)

第7条 協会は、受付審査の結果、評価対象として適当と認められたときには、別に定める評価依頼承諾書を作成し、申請者に送付するものとする。

(評価基準)

第8条 評価基準は、評価委員会がこれを定めるものとする。

2 評価基準には、原則として、次の各号の内容を含むものとする。

なお、評価基準の細目については別に定めるところによる。

- 一 品質・性能等の評価に関する事項
- 二 品質管理・製造管理体制の評価に関する事項
- 三 納入体制の評価に関する事項
- 四 アフターサービスの体制の評価に関する事項

3 評価基準の作成にあたっては、次の各号の内容に留意するものとする。

- 一 品質管理・製造管理の評価においては、当該材料等が、当該生産国において、国又は国に準ずる機関によって定められた規格に基づき認証等がなされている場合若しくは当該製造所がISO 9001に基づき登録されている場合については、適正な品質管理が行われていると評価して差支えないものであること。
- 二 材料等の品質等の証明に必要な試験の実施機関は、工業標準化法（昭和24年6月1日法律第185号）第57条及び第64条の2の規定に基づき登録を受けた「登録試験事業者」又は同第65条及び第65条の2の規定に基づき登録を受けた「登録外国試験事業者」若しくは評価委員会が認める者であること。

(資料の追加等)

第9条 評価委員会は、提出書類の内容が不明確なとき、内容に疑義があるとき、その他必要と認められたときは、申請者に新たな資料の提出を求め、又は説明を求めることができる。また、製造所等を実地検査しなければ評価ができない場合は、申請者と協議する。

2 申請者は、前項に関して試験が必要と認められるときは、当該試験を前条第3項第2号に定める試験の実施機関において行うものとする。

3 本条の規定に基づき必要となる追加経費は、申請者が負担するものとする。

(評価の方法)

第10条 評価委員会は、第5条に規定する資料及び前条に規定する追加資料等をもとに、第8条の規定により定められた評価基準に基づき、当該材料等の品質・性能等の評価を行う。

(評価期間)

第11条 評価は、必要な手続きが完了した後、原則として3箇月以内に行うものとする。

2 前項の規定により難しいときは、理由を付して申請者に通知しなければならない。

(評価の中止)

第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、評価を中止するものとする。

- 一 申請者が評価の審査途中において申請を取り下げたとき。
  - 二 評価委員会において、当該材料等が評価基準を満たしていないと認められたとき。
- 2 協会は、前項の規定により評価を中止したときは、中止の時点までの評価に要した経費を精算するものとする。

(評価書の交付)

第13条 協会は、評価を了したときは、遅滞なく別に定める建築材料・設備機材等品質性能評価書（以下「評価書」という。）を作成し、申請者に交付するものとする。

(評価書名簿の作成)

第13条の2 協会は、年度当初に建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿（以下「評価名簿」という。）を作成する。

(評価の報告)

第14条 協会は、評価を了したときは、遅滞なくその結果を国土交通省に報告するものとする。

(評価書の有効期間)

第15条 新規評価の有効期間は、評価書の交付の翌日から3年を経過する日までとする。

- 2 随時評価の有効期間は、評価書の交付の翌日から当該材料等の新規評価又は更新評価において定めた日までとする。
- 3 評価書の記載内容に変更を生じた場合の評価は、評価書の交付の翌日から変更前の評価書に記載された日までとする。
- 4 請け負った官庁営繕工事に使用する材料等については、評価書の交付の翌日から当該請け負った工事が完了するまでとする。

(有効期間の特例)

第16条 前条第1項、第2項及び第3項以外の特別な事由による変更が生じたときは、当該事由及び変更有効期間について評価委員会の承認を得るものとする。

- 2 前条第4項において、次の各号のいずれかに該当するときは、申請により有効期間を変更することができる。
  - 一 前条第4項において、当該請け負った工事の完了の日が変更となったとき。
  - 二 前条第4項において、申請者が予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第102条の4第4号イに該当する工事を請け負ったとき。
- 3 有効期間の変更を希望する者は、別に定める変更評価依頼書に必要事項を記入して申し込むものとする。
- 4 有効期間の変更は、新たに評価書を申請者に交付することにより行う。

(評価書の更新)

第17条 第15条第1項及び第2項において、評価書の更新（以下「更新評価」という。）を希望する者は、有効期限の5箇月以前に、別に定める更新評価依頼書に必要な資料及び更新評価の必要経費を添えて申し込むものとする。

- 2 前項の資料は、第5条第2項に規定する資料とする。
- 3 評価委員会は、提出された資料に基づき、更新の内容について評価を行う。
- 4 評価書の更新を認められた材料等については、新たに評価書を申請者に交付するものとし、有効期間は第15条第1項に規定するところによる。
- 5 更新に必要な経費は、更新評価料とし、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

(評価書等の内容の変更)

第18条 評価書の交付を受けた者は、評価書及び評価名簿（以下「評価書等」という。）の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく別に定める変更評価依頼書に必要な資料及び変更評価の必要経費を添えて申し込むものとする。

- 2 評価委員会は、提出された資料に基づき、変更の内容について審議を行う。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第1項に規定する変更評価に必要な資料及び変更に必要な経費並びに前項ただし書きに規定する軽微な変更については、別に定めるものとする。
- 4 変更の内容について評価及び確認を了したときは、評価書を申請者に交付するものとする。ただし、評価名簿のみの変更については、この限りでない。
- 5 記載内容の変更に必要な経費は、変更評価料とし、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

(評価書の再発行)

第18条の2 汚損及び紛失による評価書の再発行を希望する者は、別に定める再発行依頼書に必要な資料及び再発行料を添えて申し込むものとする。

(事故等の報告義務)

第19条 申請者は、評価を了した材料等を使用することにより、事故若しくは重大な不具合（以下「事故等」という。）が発生したとき、事故等の発生が予測される事態が生じたとき、又は材料等に不良・欠陥（以下「欠陥等」という。）のあることが判明したときは、直ちに協会に報告するものとする。

なお、事故等の細目は、別に定めるところによる。



(評価書の取消し・一時停止等)

- 第19条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当したときは、評価委員会の承認を得て、当該材料等の評価書の一部又は全部を取り消すことができ、その旨を公表するものとする。
- 一 申請者が偽りその他不正の手段により評価を受けたことが判明したとき。
  - 二 第19条による報告が故意になされなかったと認められるとき。
  - 三 事故等が材料等の欠陥等に起因することが判明したとき。
  - 四 材料等の著しい欠陥等が判明したとき。
  - 五 申請者が過去に評価を受けた材料等が、前各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - 六 その他上記に類する場合。
- 2 協会は、当該材料等の申請者が当該材料等以外の評価を受けており、前項の規定により評価書を取り消した場合、評価委員会の承認を得て、当該材料等以外の材料等に対する評価書の効力の一時的停止、取消しその他の措置を講ずることができる。
- 3 評価書の交付を受けた者は、前2項の規定により評価書の一部又は全部を取り消された場合、協会が評価委員会の承認を得て指定する期間、新たに当該材料等の評価を受けることができない。
- 4 協会は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該材料等の評価書の効力の一部又は全部を一時的停止することができ、その旨を公表するものとする。
- 一 第19条による報告が直ちになされなかったと認められるとき。
  - 二 材料等の欠陥等に起因するかどうかにかかわらず、損害の拡大を防止するために緊急の必要があるとき。
  - 三 事故等が材料等の欠陥等に起因する疑いがあるとき。
  - 四 材料等の著しい欠陥等の疑いがあるとき。
  - 五 申請者が過去に評価を受けた材料等が、前各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - 六 その他上記に類する場合。
- 5 前項の評価書の効力の一時的停止については、評価委員会の承認を得てこれを解除し、評価書を有効にすることができる。
- 6 協会は、事故等の原因を調査するため、申請者に資料の提出又は説明を求め、材料等の製造所等を実地検査することができるものとし、また、試験が必要と認められるときは、当該試験を第8条第3項第2号の実施機関において行わせることができるものとする。  
なお、申請者は協会が行う調査に協力するものとする。
- 7 協会は、申請者が事業の継続性が著しく困難になったと認められるときは、評価書を取り消すものとする。
- 8 協会は、前各項の処置を講じたときは、遅滞なく当該処置の内容を国土交通省に報告するものとする。
- 9 本条の規定に基づき必要となる経費は、申請者が負担するものとする。また、本条の規定が適用されている間は、申請の取り下げを認めない。

(損害に対する責任)

- 第20条 協会は、評価材料等の使用により生じた損害に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(評価材料等の公表)

第21条 協会は、評価を了した材料等について、その評価の内容のうち必要な事項を公表することができる。

(使用言語)

第22条 評価において使用する言語は、日本語とする。

2 外国の試験実施機関による試験報告書等、日本語により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、日本語訳を添付することにより、これに代えることができる。

(秘密保持義務)

第23条 協会の役員若しくは職員又は評価委員会若しくは評価に携わった者は、評価に関して知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために使用してはならない。

(要領の改正)

第24条 協会会長は、必要に応じてこの要領を改正することができる。

2 協会は、改正した要領を公表するものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は協会会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から適用する。ただし、従前の要領により評価がなされた機材等においては、評価時の要領を適用するものとする。

## 建築材料・設備機材等品質性能評価実施細則

建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領（以下、要領という）第25条の規定により、この建築材料・設備機材等品質性能評価実施細則（以下、細則という）を定める。

（評価基準）

第1条 要領第8条第2項一号から四号に定める評価基準の細目は次による。

- 一 材料・機材等が所要の品質・性能を確保していること。
- 二 材料・機材等の品質・性能に関する試験データが整備されていること。
- 三 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- 四 経営状態が良好であること。
- 五 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。
- 六 製造又は施工の実績があり、その信頼性が十分にあること。
- 七 販売、保守等の営業体制が十分に整えられていること。

（事故若しくは重大な不具合）

第2条 要領第19条に定める「事故」とは、工事中又は使用に際して発生した材料等に起因する事故のうち、次に定めるものをいう。

なお、事故が材料等に起因するかどうかにかかわらず、材料等と密接に関連するものは材料等に起因する事故とみなすものとする。

- 一 休業4日以上の死傷事故、又は治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病
- 二 火災、一酸化炭素中毒事故、後遺障害事故
- 三 第三者の財産に大きな損害を及ぼす事故
- 四 その他上記に類する事故

2 要領第19条に定める「重大な不具合」とは、工事中又は使用に際して発生した材料等に起因する重大な不具合のうち、次に定めるものをいう。

なお、重大な不具合が材料等の欠陥等に起因するかどうかにかかわらず、材料等と密接に関連するものは材料等に起因する重大な不具合とみなすものとする。

- 一 材料等が所定の機能・性能を発揮できない場合
- 二 材料等が第三者の財産に損害を及ぼす場合
- 三 第三者の衛生、健康及び周辺環境に支障を及ぼす場合
- 四 その他上記に類する不具合

（再評価までの期間）

第3条 要領第19条の2第3項に規定する期間は、評価書を取り消した日から起算して1年以上3年以内とする。

附 則

この細則は、平成23年3月24日から適用する。

実施要領改正履歴

平成 6年 3月 14日  
平成 7年 6月 26日  
平成 8年 2月 21日  
平成 9年 7月 29日  
平成10年 7月 29日  
平成14年 8月 8日  
平成15年 7月 1日  
平成18年 4月 1日  
平成19年 8月 1日  
平成20年 7月 29日  
平成23年 3月 24日  
平成24年 4月 1日  
平成26年 4月 1日  
平成28年 5月 1日

実施細則改正履歴

平成19年 8月 1日  
平成23年 3月 24日